

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

資料番号	27	担当課	建築住宅課
法令名	宅地建物取引業法	根拠条項	第22条の2第5項
			許認可等の内容
			登録の移転に伴う宅地建物取引士証の交付
<p>(宅地建物取引士証の交付等)</p> <p>第二十二條の二 第十八條第一項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請することができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 宅地建物取引士証が交付された後第十九條の二の規定により登録の移転があつたときは、当該宅地建物取引士証は、その効力を失う。</p> <p>5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請があつたときは、移転後の都道府県知事は、前項の宅地建物取引士証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする宅地建物取引士証を交付しなければならない。</p> <p>6～8 省略</p>			